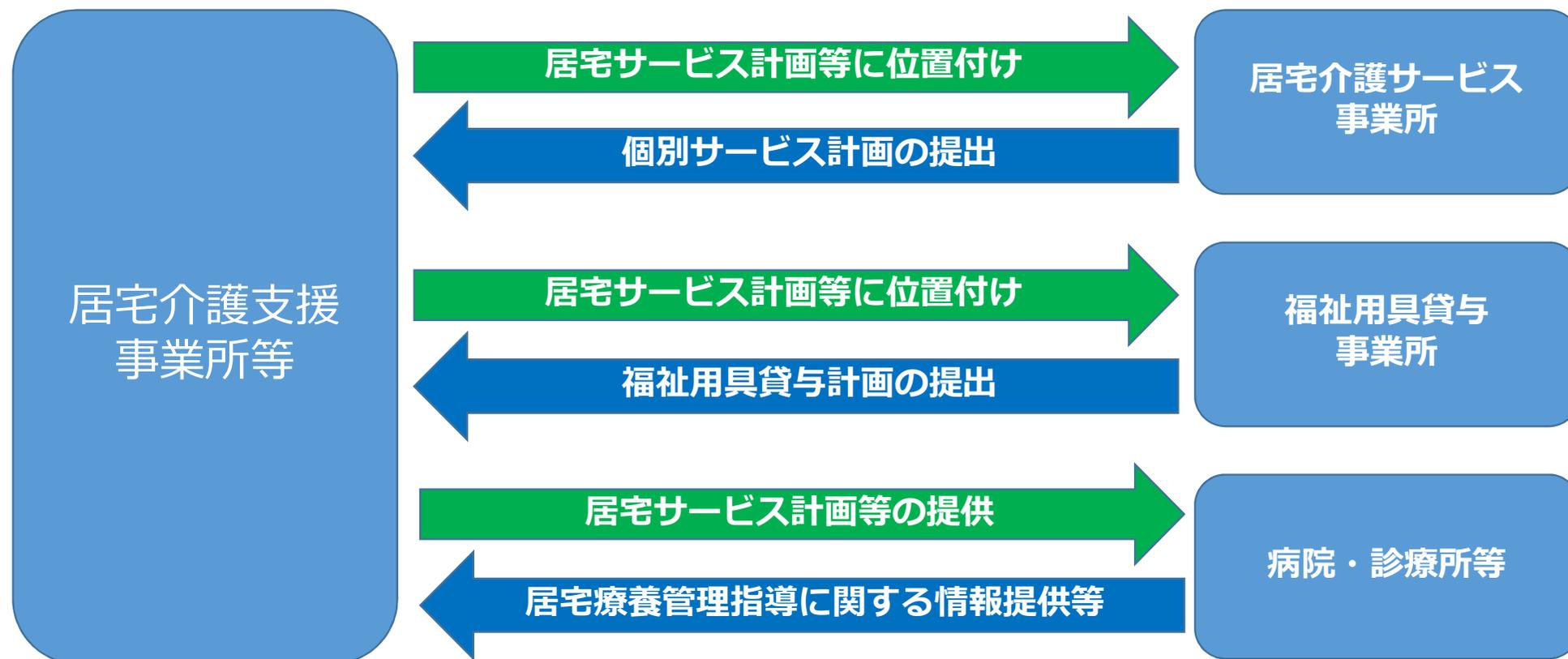


川崎市  
指定介護保険事業者  
集団指導講習会

～居宅介護支援・介護予防支援～

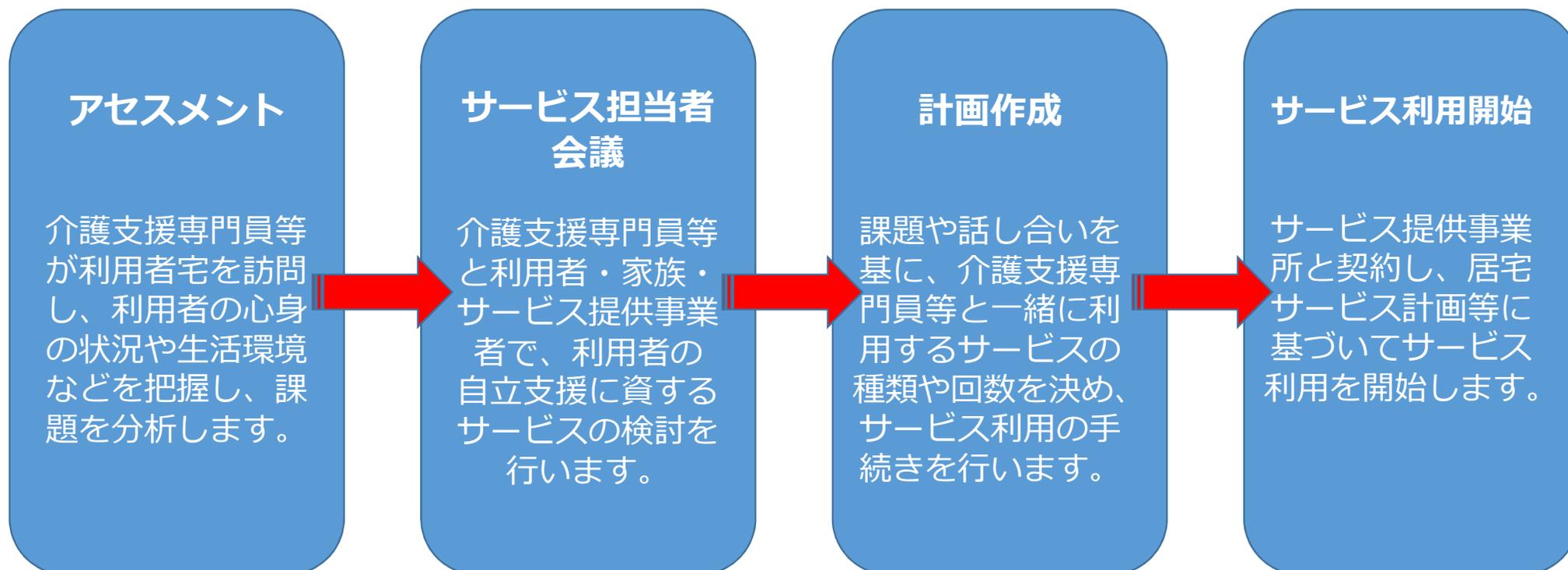
4-1 居宅介護支援・介護予防支援共通

# 1 居宅サービス計画(介護予防サービス計画)と個別サービス計画との連動



## 2 居宅サービス計画等の適正化について

### ケアマネジメント



4-1 居宅介護支援・介護予防支援共通

### 3 要支援・要介護をまたがる変更時の対応

例	【サービス利用】	【計画作成】
6月1日～ 【要支援】	=介護予防通所介護を利用	介護予防サービス計画 =介護予防支援事業所
6月25日～ 【要介護】	=居宅サービスの利用実績なし	居宅サービス計画 =居宅介護支援事業所
給付管理	介護予防通所介護の報酬について、当該介護予防通所介護事業所が、6月1日～6月24日の24日分を日割請求する。	居宅サービス利用実績がなかったため、居宅介護支援事業所は、居宅介護支援費を請求できず、利用実績のある介護予防支援事業所が、給付管理票を作成し、介護予防支援費を請求する。

#### 4-1 居宅介護支援・介護予防支援共通

## 4 軽度者に対する福祉用具貸与

### 市町村への確認手続き

① ケアマネジャー等が医師の医学的な所見に基づき i) から iii) までのいずれに該当すると判断していること

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「利用者の状態像から対象外種目の貸与が必要と判断できる場合」に該当する者

ii) 疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに「利用者の状態像から対象外種目の貸与が必要と判断できる場合」に該当するに至ることが確実に認められる者

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から「利用者の状態像から対象外種目の貸与が必要と判断できる場合」に該当すると判断できる者

② ケアマネジャー等がサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であると判断していること

③ 上記①②について、市町村に書面等確実な方法により確認を受けること

4-1 居宅介護支援・介護予防支援共通

# 5 住宅改修が必要な理由書

住宅改修が必要な理由書

(P2)

<P1の「総合的状況を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>

活動	①改善をしようとしている生活動作	② ①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください	③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針(…することで…が改善できる)を記入してください	④改修項目(改修箇所)
排泄	<input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 便器からの立ち座り(移乗を含む) <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 手すりの取付け ( ) ( ) ( ) ( )
	<input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 浴室での移動(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む) <input type="checkbox"/> 浴槽の出入(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 段差の解消 ( ) ( ) ( )
入浴	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 重い足袋・装具の着脱		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保	<input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替 ( )

身体状況アセスメント → 生活改善の目標設定 → 住宅改修の方針

#### 4-2 居宅介護支援

## 1 サービスの選択

### 【特定事業所集中減算の判定方法】

事業所ごとに、当該居宅介護支援事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護サービス等が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、いずれかについて **80%を超えた場合**には、**正当な理由に該当しない限り**、減算となります。

- 訪問介護サービス等のいずれか1つが80%を超えれば減算の可能性が生じます。  
(全部が80%を超えた場合ではありません。)
- 減算適用期間の6ヶ月間にわたり、利用者全員分が減算の判定の対象となります。

#### 4-2 居宅介護支援

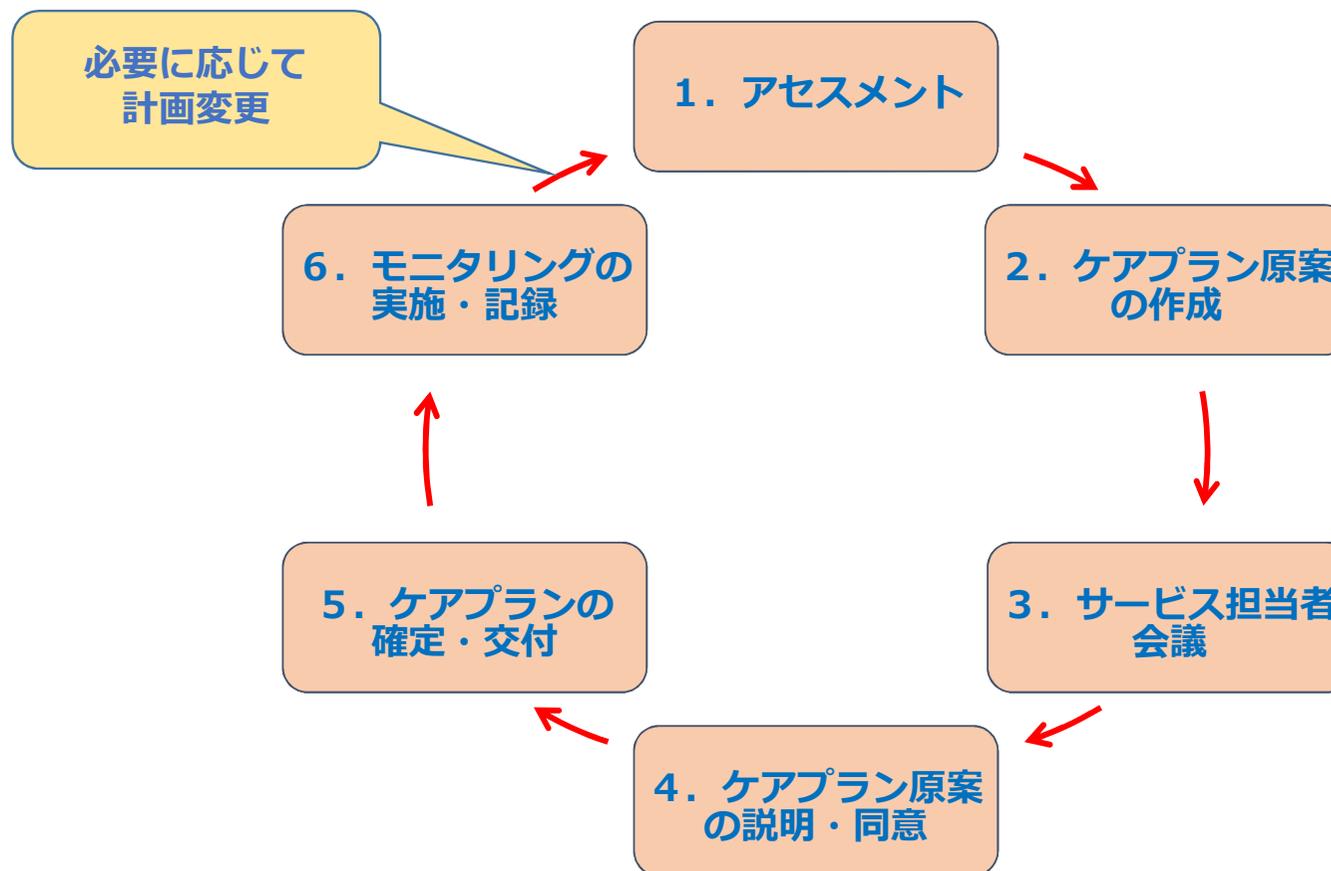
### 3 居宅介護支援の取扱件数と担当件数

取扱件数が40件を超えた場合、超過部分のみ逓減制が適用される。

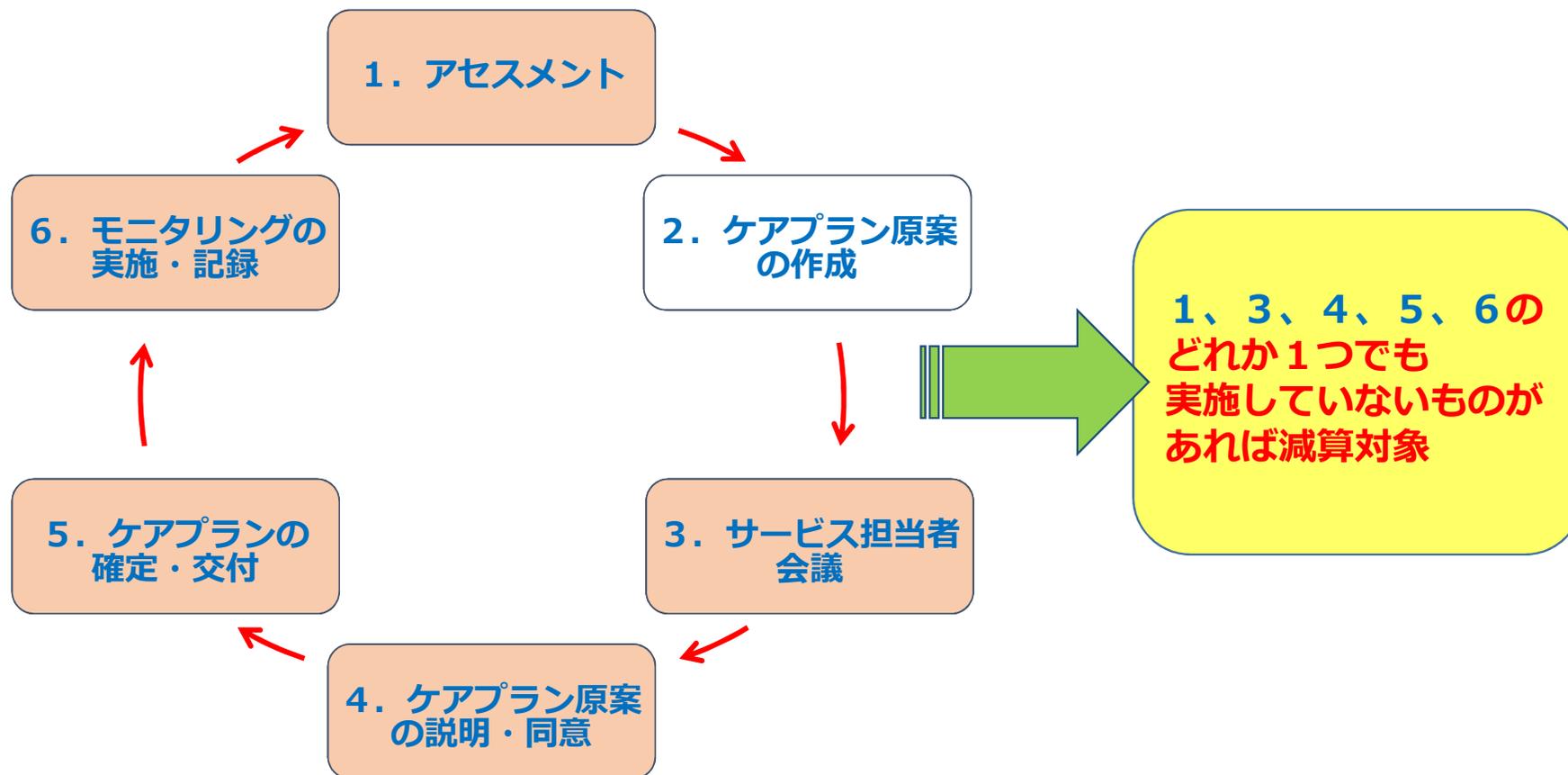
	取扱件数	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費 I	40件未満	1000単位/月	1300単位/月
居宅介護支援費 II	40件以上60件未満	500単位/月	650単位/月
居宅介護支援費 III	60件以上	300単位/月	390単位/月

4-2 居宅介護支援

# 4～7 居宅サービス計画について



# 8 運営基準減算について



#### 4-3 介護予防支援

## 1 目的志向型のケアマネジメント

- 生活機能の低下や生じている課題に対し、利用者がどのようにになりたいか
- 目標を達成するために本人の意欲を高めるとともに環境を整えたり、問題や障害となっていることを解決する
- 利用者の健全な機能をより強化するための具体的な取り組みが示されている

～地域包括支援センター業務マニュアル【厚生労働省】～

## 2 介護予防ケアマネジメントの留意事項

- 生活機能低下の危険性を早期に発見し集中的対応を行うこと
- 利用者の個別性を重視した効果的なプログラムを用意すること
- サービス提供は、一定期間ごとに見直し、計画的に見直すこと
- 改善後の維持の支援に努めること

#### 4-3 介護予防支援

## 4 介護予防支援業務の委託

業務	地域包括支援センターとの関係
1 契約	・ 地域包括支援センターと利用者との契約の代行
2 アセスメント	
3 介護予防サービス計画原案の作成	
4 サービス担当者会議の開催	・ 地域包括支援センターに <b>ケアプラン原案の確認を依頼</b>
5 介護予防サービス計画の交付	・ 地域包括支援センターに写しを提出
6 モニタリング	
7 給付管理業務	・ 給付管理票の作成、写しを取り、1部を地域包括支援センターに提出、1部を保管する
8 評価	・ <b>介護予防サービス評価票を作成し、地域包括支援センターに提出</b> する

4-3 介護予防支援

## 5 初回加算

### 算定要件

- ① 新規に居宅サービス計画（介護予防計画）を作成する場合
- ② 要支援者（要介護者）が要介護認定（要支援認定）を受けた場合に居宅サービス計画（介護予防計画）を作成する場合
- ③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画（介護予防計画）を変更した場合

## ○ 特定事業所加算の算定基準の見直しについて

### 特定事業所加算

中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質の向上を目的とする。

#### 【要件追加】

介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保すること



「実習生を受け入れている又は受入れ可能な体制をとっていること」

居宅介護支援・介護予防支援

## ○ 特定事業所加算の算定基準の見直しについて

神奈川県では、特定事業所加算を算定している居宅介護支援事業所を実務研修の実習受け入れ先とし、実務研修の受講者を当該居宅介護支援事業所に割り振る予定



平成28年8月～9月に開催予定の実習受入れ事業所説明会及び実習指導者向け講習会への出席をもって、協力体制を確保しているものとみなしますので、加算を算定しようとする事業所は必ず出席してください。